

平成29年11月24日

外務省会計課

外務省オープンカウンタ方式実施要領

1 目的

本要領は、外務省（以下「当省」という。）がオープンカウンタ方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンタ方式とは、当省が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等のお見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3 対象案件

本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号及び第7号（見積価格又は予定価格：160万円を超えない物品の購入、100万円を超えない役務の提供 等）に規定する契約のうち、当省がオープンカウンタ方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする（工事及び工事に伴うコンサルタント業務等を除く）。

4 対象案件の公表

対象案件の公告は、政府電子調達システム（GEPS）（オープンカウンタへの参加募集情報）への掲載及び外務省北庁舎東口玄関での掲示にて行う。

5 契約保証金

契約保証金は全額免除する。

6 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

（1）予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 全省庁統一競争参加資格において、案件毎に当省が求める「資格の種類」のD等級以上の資格を有していること。

(4) 当省から指名停止を受けている期間中でないこと。

7 見積書の提出等

(1) 提出方法

見積合わせに参加を希望する者は、本実施要領及び政府電子調達システム(GEPS)に掲載する仕様書等を熟読のうえ、オープンカウンタ方式による見積依頼公告(以下「公告」という。)に記載の見積書提出期限(以下、「提出期限」という。)内に、仕様書等で定める方法で見積書を提出するものとする。

(2) 見積金額

見積書の様式は任意とするが、「公告件名、品名(型番含む。)、単価、数量、税抜き価格、消費税額、税込み価格」の項目は必ず記載すること。

(3) 上記のほか、追加で必要な事項等については、公告の記載によるものとする。

8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積書

(2) 見積合わせに参加する資格を有しない者による見積書

(3) 記名押印を欠く見積書

(4) 金額を訂正した見積書

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(6) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書

(7) 前各号に掲げるほか、仕様書等の定め違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

9 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格(消費税込み)をもって見積を行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は、以下11の結果の公表によって代えるものとする。

10 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契

約者はそれに応じるものとする。

1 1 結果の公表

- (1) 見積合わせの結果は、外務省北庁舎東口玄関にて一週間程度公表する。
- (2) 前項において公表する事項は、件名、見積書提出者数、受注決定者及び決定価格とする。
- (3) 本公表を除き、見積合わせの結果に関する照会には応じないものとする。

1 2 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 当省の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他の手続きについては、一般競争入札の手続きを簡略化して準用するものとする。

以上